

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤労印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カメルーン	第五次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の交換公文	第五次地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	768,000千円 H28.6.30まで	H24.9.7 ヤウンデ で (同日)	日本側 新井勉在カメルーン大使 カメルーン側 エマニエル・ンガス・ジュマシ経済・計画・国土整備大臣	H24.9.21 316号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。